

安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

安城市長 三 星 元 人

安城市条例第 3 5 号

安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

安城市国民健康保険税条例（昭和 3 3 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「6 5 万円」を「6 6 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「2 4 万円」を「2 6 万円」に改める。

第 2 7 条第 1 項中「6 5 万円」を「6 6 万円」に、「2 4 万円」を「2 6 万円」に改め、同項第 2 号中「2 9 万 5, 0 0 0 円」を「3 0 万 5, 0 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「5 4 万 5, 0 0 0 円」を「5 6 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の安城市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。